

身体拘束等の適正化のための指針

合同会社こぼうし
放課後等デイサービス こころん

I. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 具体的な考え方

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 身体拘束廃止に向けて、常に努力をしなければならない。
- ③ 「やむを得ない」で安易に身体拘束を行わない。
- ④ 創意工夫を忘れずにチャレンジする。
- ⑤ 利用者の人権を最優先に考える。
- ⑥ 私たちの提供するサービスに誇りと自信を持つ。
- ⑦ やむを得ない場合、利用者、保護者に十分な説明を行うなど、適切な手順を踏む。
- ⑧ 身体拘束を行った場合、あらゆる手段を講じて廃止するための努力を怠らない。

(2) 障がい福祉サービスの身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

(4) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊や転落しないように、車いす、ベッドに体や四肢を紐等で縛る。
- ② 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ③ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をベッドに体や四肢を紐等で縛る。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑤ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑦ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体や四肢を紐等で縛る。
- ⑨ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑩ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

II. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

放課後等デイサービスこころんでは、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束等適正化検討委員会」を設置します。

- ① 設置の目的
 - ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
 - ・行った身体拘束について、状況、手続き、方法などが適切かどうかの確認
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束適正化検討委員会の開催
委員会は年一回、「虐待防止委員会」とともに開催します。
- ③ 身体拘束適正化検討委員会の構成
委員会は次に記載する者で構成します。
 - ・管理者
 - ・児童発達支援管理責任者
 - ・常勤職員

(2) 身体拘束適正化のための職員研修

- ① 定期的な教育・研修を年2回実施
- ② 入職者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

Ⅲ. 身体拘束等発生時の対応

本人または他の利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、以下の点について検討、確認します。

- 拘束による利用者の心身の尊大や拘束をしない場合のリスクについて
- 身体拘束を行うことを選択する前に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素の全てを満たしているかどうかについて

② 利用者本人や保護者に対する説明

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、本人や保護者に対して、以下の点を詳細に説明して同意を得た上で実行します。

- 身体拘束の内容、目的、理由
- 拘束時間または時間帯、期間、場所
- 改善に向けた取り組み方法など

③ 身体拘束の記録

理由、様子、心身の状況、開始と終了の時間などを記録します。

④ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。

Ⅳ. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業所 HP に掲載を行い、自由に閲覧できるようにします。

附則 令和4年12月20日制定